

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士宮市長 須藤 秀忠

市町村名 (市町村コード)	富士宮市 (222071)
地域名 (地域内農業集落名)	大宮地域 (山本、星山、黒田、野中、貫戸、沼久保地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、南部丘陵地に位置し、水田地帯と茶園地帯に分けられる。水田地帯では、老朽化が進む農道が一部みられるため、農道整備等により通作条件の改善や保全対策が必要である。また茶園地帯は、近年の茶価の低迷や担い手の高齢化により、厳しい経営状況が続くなど、課題が多い。

【地域の基礎的データ】

農業者:24名(うち法人2経営体)
主な作物:茶、露地野菜など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・茶業の効率化に向けては、茶園集積事業の活用をはじめ、補助事業と農地集積を一体的に推進し、茶園の生産効率の向上を図りつつ、茶業からの転換を志向する農業者には、茶園転換や他作物の導入、高収益化を図るなど、メリハリのある農業経営を目指していく。
- ・法人化を促進し、組織としての基盤を強化する。
- ・茶をはじめ、農産物の6次産業化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	196.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用した農地利用集積の促進を図り、農地の有効活用に中断なく取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業上利用が行われる農地について、積極的に農地中間管理機構を活用し農地集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
中間管理事業をはじめとする農地集積を進めつつ、農作業の効率化と生産性の向上を図るべく、圃場整備等の基盤整備事業等の要望を聴取する。併せて、農地の維持保全管理を進める地元の組織形成や後継者育成など、圃場整備後の体制整備について、関係機関と情報共有を図りながら検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市と農協、県が連携し、担い手の外部からの招聘と育成に取り組みつつ、既存集落内の担い手たちの意向に沿った経営農地のあっせん等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、活用予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他	/	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化の推進。 ・法人化の推進。 									